

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

（工事等の状況等に関する情報交換・情報共有、オープンイノベーション 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

パートナーシップ構築を妨げる価格決定、支払いを行いません。十分な協議を行わない不合理な原価低減要請は、建設業法等関係法令順守のもと、これまで通り行いません。

取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、案件ごとに見積もり、諸条件をしっかりと整えたうえで、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、適正に、十分な協議を経て決定いたします。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、日頃から取引先ならびにその仕入先（メーカー）等と経済情勢、手持ち工事状況等に関する情報交換、情報共有を行い、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適正なコスト増加分の全額転嫁を目指すとともに、私たちのお客様のご理解をいただくべく協業いたします。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

取引先への支払いは、引き続き、可能な限り現金を主体に支払います。また、手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、下請代金支払遅延等防止法および下請中小企業振興法に準拠し、その適用となる取引先について支払サイト60日以内といたします。

③ 知的財産・ノウハウ

当社ならびに取引先の有する知的財産・ノウハウについて、互いにその価値と積年の努力を尊重し、互いに知的財産権を侵害する行為を排除いたします。

当社ならびに取引先は、中小企業庁「知的財産取引に関するガイドライン」に示された「基本的な考え方」や「契約書ひな形」に準拠し取引を行い、片務的な秘密保持契約締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産の無償譲渡を求めないとともに、目的外使用の禁止等を徹底いたします。

④ 働き方改革の実現に向けて

働き方改革について、当社ならびに取引先は、社員、職人の幸福実現のために一体となって取り組みます。取引先に対し、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行いません。同時に当社ならびに取引先各社が準備工程、次工程への影響を考慮した工程管理能力の重要性を共有し高める努力を継続するとともに、DXの導入など双方が事務効率化に協力し、ともに成果を伴う働き方改革を実現いたします。

災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社の考えるパートナーシップとは、当社における各プロジェクトに関わるすべての人々が、仕事において、緊張感をもって真摯な姿勢を貫くことに対し、互いにリスペクトすることを基本とします。

それぞれが専門分野において強みを發揮とともに、弱点を補完しあう協業の精神でチームワークを形成し、私たちのお客様はもちろん、様々なステークホルダーの期待を超える仕事を目指します。

2024年2月7日

越野建設株式会社

企 業 名

代表取締役 越野充博

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。